

明日香村幼保連携型認定こども園
整備基本計画策定業務

仕 様 書

明日香村
健康づくり課

1. 委託業務名

明日香村幼保連携型認定こども園整備基本計画策定業務

2. 業務の目的

明日香村立明日香幼稚園では、園児が減少傾向にあり、子どもの育ちに大切な集団がさらに小規模化し、望ましい環境での幼児教育が難しくなることが見込まれる。

明日香村における子育て環境の整備や、地域のニーズを勘案して、既存の幼稚園を認定こども園の運営するために、必要な整備内容を検討し基本計画を策定することを目的とする。

3. 準拠する法令等

本業務の実施にあたっては本仕様書による他、下記の関係法令等に準拠して行うものとする。なお、本仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書（令和3年改定）」による。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (3) 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
- (5) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- (6) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
- (7) 明日香村景観条例（平成22年12月14日条例第16号）
- (8) 明日香村にぎわいの街建築条例（平成13年5月14日条例第8号）
- (9) 明日香村公共施設等総合管理計画(2023年（令和5年）3月改訂)
- (10) 道路の移動円滑化整備ガイドライン（令和4年6月）
- (11) 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例・施行規則の解説
- (12) 奈良県開発許可制度等に関する審査基準
- (13) その他の関係法令、規定等

4. 貸与資料

本業務の実施にあたり、発注者は受注者に以下の資料を貸与するものとする。なお、受注者は貸与された資料について、発注者の許可なしに使用又は第三者に貸与してはならない。また、取り扱い及び保管を慎重に行うものとする。業務完了後は速やかに貸与した資料を発注者に返却するものとする。

- (1) 既存施設の図面
- (2) 建築確認申請書
- (3) 登記簿謄本

- (4) 道路幅員のわかる図書
- (5) その他（発注者が業務の実施にあたり必要と認めたもの）

5. 村職員の指示及び疑義

受注者は本業務実施にあたり、本仕様書及び村職員の指示に従わなければならない。また、本仕様書に記載のない事項については受発注者間の協議により決定するものとする。

6. 委託予定期間等

契約締結日より令和7年3月31日まで

ただし、別に期日を定めるものについては以下のとおりとする。

業務計画書：契約締結日から2週間以内

7. 計画施設概要・敷地条件

- (1) 施設名称 明日香村幼保連携型認定こども園
- (2) 敷地の場所 明日香村大字橘900番地
- (3) 建物用途 幼保連携型認定こども園
- (4) 敷地面積 約6,995㎡
- (5) ハザードマップ等 土砂災害警戒区域
- (6) 接道条件 村道橘24号
- (7) 施設条件 施設規模：定員118人規模
- (8) 学級編成 0歳児3人、1歳児10人、2歳児15人、3歳児30人、4歳児30人、5歳30人
- (9) 配置する諸室
- (10) その他 積雪量30cm

8. 業務体制

- (1) 本業務の従事者は業務の特質を考慮して、専門的知識と経験を有する技術者でなければならない。
- (2) 管理技術者は下記資格及び業務実績を有すること。
 - ・一級建築士
 - ・平成26年4月以降に、国または地方公共団体において、認定こども園や保育所、幼稚園など子どもに関する公共施設の整備または改修に係る業務の実績を有すること。
- (3) 受注者は契約締結後速やかに管理技術者の上記資格証明書の写し及び直接かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証など）を提出すること。

9. 業務内容

(1) 施設条件

a. 施設の計画面積・主要構造・階数

延べ面積 約 1,469.35 m²・鉄骨造・地上2階建て、約 249.91 m²・木造・平屋建て

b. 耐震安全性の分類

[官庁施設の総合耐震計画基準]による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1)構造体 II類

2)建築非構造部材 A類

3)建築設備 乙類

(2) 現況把握

改修対象施設の現況を把握するため、明日香幼稚園の敷地、施設、インフラの状況について資料調査を行う。

(3) 現地調査

明日香幼稚園の仕上げや設備等の劣化、不具合状況などについて現地調査し、改修や更新の検討を行う。

(4) 諸条件の整理

都市計画法をはじめとする各種規制について諸条件の確認を行い、計画に関する内容を整理する。

(5) 課題整理とコンセプトの検討

明日香村で作成した施設改修プランについて、現状把握、法的要件等の整理を踏まえ、課題を精査・整理した上で、施設整備・運営管理に関するコンセプトを検討する。

(6) 導入機能・施設規模の設定

諸条件及び課題の整理を踏まえ、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」に必要な整備内容について整理を行い、必要諸室・規模・機能関連を設定する。

(7) 関係機関協議

法令条件調査及び認定こども園設置に係る許認可申請書に必要な資料作成を行い、関係機関との協議を行う。

(8) 成果品取りまとめ

上記の検討結果を成果品として取りまとめる。なお、成果品とは別にダイジェスト版を作成する。

(9) 打合せ協議

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

a. 業務着手時

b. 打合せ

c. 業務完了時

d. 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

10. 成果品その他

- ・業務報告書 一式 1部
- ・各記録書 一式 1部
- ・CAD データ (jww 形式・DXF 形式・PDF 形式) 一式 1部